

10分でわかる
Debianフリーソフトウェアガイドライン(DFSG)

木下達也

- Debianフリーソフトウェアガイドラインとは

ある著作物が「フリー」かどうか、
フリー(自由な)OSであるDebianの構成要素として
適しているかどうかを判定する際の基準、それが
Debianフリーソフトウェアガイドライン
(DFSG: Debian Free Software Guidelines)です。

http://www.debian.org/social_contract#guidelines

フリー(自由な)ソフトウェアとは、自由に使ったり、変更したり、コピーして配ったりできるソフトウェアのことをいいます。

ただし、「自由」とはいつでも、無制限というわけではなく、ある種の制約は認められています。(著作権表示・ライセンスの維持、変更の明示など)

- 著作権とライセンス

著作物には、基本的に著作者に対して「著作権」が発生しています。つまり、著作物を変更したりコピーして配ったりするには、著作者からの許可(ライセンス)が必要になります。

ライセンスの確認:

- 変更や配布が許可されているか
- それらに付随する制約はどうか

その他、個別の事情も検討する必要があります。
(特許、商標など)

- Debianフリーソフトウェアガイドラインの説明

1. 自由な再配布 (Free Redistribution)

有償・無償を問わず、別途の許可を必要とすることなく、プログラムを複数まとめて配布できる。

(Artistic License: プログラム単体への課金は禁止、複数まとめての販売は可)

2. ソースコード (Source Code)

ソースコード(変更に適した形式)が必要。
実行形式だけでなくソースコードでも配布できる。

3. 派生ソフトウェア (Derived Works)

同様のライセンスで変更版を配布できる。

(GNU GPL: 変更版全体に同様のライセンスを強制)

(BSD License: 変更版全体には別ライセンスの適用可)

4. 原作者によるソースコードの整合性維持

(Integrity of The Author's Source Code)

変更版のソースコードを配布する場合に、

元のソースコードと差分(パッチ)という形式のみ許可

という制約は許容、ただし非推奨。

(QPL: 元のソースコードと差分の要求)

5. すべての個人、団体の平等

(No Discrimination Against Persons or Groups)

いかなる個人・団体も差別せずに許可。

6. 目標分野の平等

(No Discrimination Against Fields of Endeavor)

商用・非商用・平和利用・軍事目的など、用途を制限しない。

7. ライセンスの配布 (Distribution of License)

ライセンスは、再配布されたすべての人々に、別途の許可を必要とすることなく、適用される。

8. ライセンスはDebianに限定されない (License Must Not Be Specific to Debian)

Debianの一部としてのみの許可ではなく、
他のシステムにも適用できるように。
特定の製品に依存しないように。

9. ライセンスは他のソフトウェアを侵害しない (License Must Not Contaminate Other Software)

たとえば、同じ媒体で配布されるソフトウェア
すべてがフリーソフトウェアであることを要求
しないように。

10. フリーなライセンスの例 (Example Licenses)

GNU GPL, BSD License, Artistic License

(私見としては、Artistic License(は非推奨)

<http://www.gnu.org/licenses/license-list.html>
#ArtisticLicense

Make good things!

Happy hacking!

Author: Tatsuya Kinoshita <tats@vega.ocn.ne.jp>
Unlimited permission is granted to use, copy,
distribute and/or modify this document. There
is NO WARRANTY.